

令和2年4月22日

保護者各位

喜多方市立第二中学校長 押部 秀隆

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について

春風の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動へのご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

標記の件につきまして、国の緊急事態宣言を受け、県教育委員会、市教育委員会より臨時休業を要請する通知が発出されました。これらを受け、下記のとおり臨時休業といたしますので保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 臨時休業期間 令和2年4月23日（木）～令和2年5月6日（水）

2 学校の対応

(1) 家庭での過ごし方や家庭学習等について、休業前に事前指導を行います。

※各学年から休業中の課題一覧を配布します。お子様とご確認下さい

(2) 休業中の連絡等は「あんしん・あんぜんメール」での配信や、ホームページへの情報掲載を行いますので、定期的なチェックをお願いいたします。

(3) 部活動は実施しません。

(4) 登校日について

休業中の学習状況の確認と健康状態を把握するために 4月30日（木）を登校日とします。

1年生 8：20登校

2年生 9：20登校

3年生 10：20登校 ※1時間程度の登校となります。詳細は学年通信をご覧ください。

3 ご家庭へのお願い

(1) お子様の検温を日常的に実施するとともに、健康状態のきめ細かな観察をお願いいたします。

※詳しくは裏面の「臨時休業中の健康について」をご覧ください

(2) 臨時休業の期間は、可能な限り学校生活に準じた生活を送るようご指導ください。また、基本的に自宅で過ごすとともに、休日であっても極力、不要不急の外出を避け、特に不特定多数の人が集まる場所への外出は慎むようご指導ください。

4 その他

(1) 相談や問い合わせにつきましては、学校まで御連絡くださるようお願いいたします。

(2) 5月7日（木）8日（金）については弁当持参とし、給食は行いません。

(事務担当 教頭土橋 TEL 22-0799)

臨時休業中の健康について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ゴールデンウィーク明けまで臨時休業となります。臨時休業中の健康について、下記の点に留意して生活するようにしましょう。

1. 健康観察について

- (1) 「健康観察記録表」に、朝起きたときの体温と咳等の症状の有無について、引き続き記入してください。
- (2) 37.5℃以上の発熱または平熱より体温が高い場合は、外出せずに自宅でしっかり休養してください。また、体調がいつもどおりでも、どうしても外出しなければならない用事があるとき以外は、できるだけ自宅で過ごしましょう。
- (3) 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続く場合（基礎疾患のある生徒は 2 日程度）や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、体調について不安がある場合は、下記相談窓口にお問い合わせください。

喜多方市新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)
電話 0241-23-5027 平日のみ 午前8時30分～午後6時
福島県新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)
電話 024-521-7871 平日 午前8時30分～午後9時
土日祝日 午前8時30分～午後5時15分

2. 健康管理について

- (1) 臨時休業中も、学校に来る時間帯と同じ生活リズムを続けてください。いつもと同じ時間に起きて朝食を食べ、学習や軽い運動をするなどして過ごしましょう。また、夜更かしをせず早めに寝るようにしましょう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に限らず、病気に負けない健康な身体を維持するためには、「食事」「運動」「睡眠」を充実させることが大切です。運動については、外出を避けるなどの制約がありますが、自宅でストレッチをしたり、庭で軽い運動をするなど工夫しましょう。
- (3) 今回、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、国から布製マスクが2枚配付されます。臨時休業前に1枚配付済みです。このマスクは一日一回の洗濯により、概ね1ヶ月の利用が可能となっています。洗い方に関する経済産業省の動画をインターネット上に掲載していますので、確認してみてください。（「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索してください。）
※ 全校生が同じマスクを持っています。印をつけるなど、なくさない工夫をしてください。
- (4) 丁寧な手洗い、アルコール消毒等を心がけましょう。